

道路交通法に定める飲酒運転防止に関する使用者の義務一覧

項目	法令	条文
安全な運転に関する事項を遵守させる義務	道路交通法 第74条第1項、第2項	<p>(車両等の使用者の義務)</p> <p>1 車両等の使用者は、その者の業務に関し当該車両等を運転させる場合には、当該車両等の運転者及び安全運転管理者、副安全運転管理者その他当該車両等の運行を直接管理する地位にある者に、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する車両等の安全な運転に関する事項を遵守させるように努めなければならない。</p> <p>2 車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するに当たつて車両の速度、駐車及び積載並びに運転者の心身の状態に関しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。</p>
酒気帯び運転をすることを命じ、又は容認してはならない義務	道路交通法 第75条第1項第3号	<p>(自動車の使用者の義務等)</p> <p>1 自動車(重被牽(けん)引車を含む。以下この条、次条第1項及び第75条の2の2第2項において同じ。)の使用者(安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。)は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。</p> <p>③ 第65条第1項(酒気帯び運転の禁止)の規定に違反して自動車を運転すること。</p>
安全運転管理者を選任する義務	<p>道路交通法 第74条の3第1項</p> <p>道路交通法施行規則 第9条の8第1項</p>	<p>(安全運転管理者等)</p> <p>1 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)の規定による貨物軽自動車運送事業を営業者を除く。以下同じ。))及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者を除く。以下この条において同じ。)は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。</p> <p>(安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数)</p> <p>1 法第74条の3第1項の内閣府令で定める台数は、乗車定員が11人以上の自動車にあつては1台、その他の自動車にあつては5台とする。</p>
安全運転管理者の業務	<p>道路交通法 第74条の3第2項</p> <p>道路交通法施行規則 第9条の10第5項</p>	<p>(安全運転管理者等)</p> <p>2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務(自動車の装置の整備に関する業務を除く。第75条の2の2第1項において同じ。)で内閣府令で定めるものを行わなければならない。</p> <p>(安全運転管理者の業務)</p> <p>5 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第47条の2第2項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。</p>